

5 視距

5 視距に関する規定

5-1 視距

○自動車の交通の安全性・円滑性を確保する観点から、必要とされる設計速度に応じ進行方向の前方に障害物等を認め、衝突しないように制動をかけて停止することができる道路の延長を視距として定めている。

＜道路構造令第2条第24号＞

・視距は、車線の中心線1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見とおすことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

＜道路構造令第19条＞

- ・視距は、設計速度に応じ、表に掲げる値以上とする。
- ・車線の数が2である道路においては、必要に応じ、追越しを行うのに十分な見とおしの確保された区間を設ける。

設計速度(km/h)	視距(m)
120	210
100	160
...	...
20	20

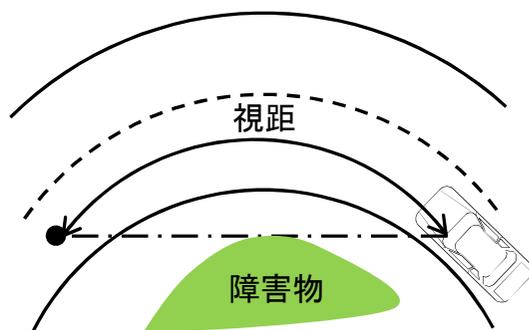


図 視距の確保(平面方向)

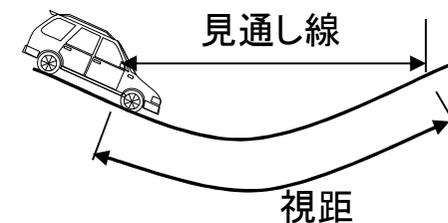
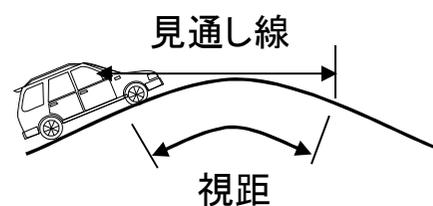


図 視距の確保(縦断方向)

5 視距に関する規定

5-1 視距

- 速度と制動停止視距の関係は次式で表される。

$$D = \frac{V}{3.6}t + \frac{V^2}{2gf(3.6)^2}$$

D : 制動停止視距(m)
 V : 速度(km/h)
 f : 縦すべりに対する路面とタイヤの摩擦係数
 t : 反応時間

- AASHTOと同様に、判断時間を1.5秒、反応時間を1.0秒とするとt=2.5s g=9.8m/s² を代入する。

$$D = 0.694V + 0.00394V^2 / f$$

- 制動停止視距は、湿潤状態の路面を考慮して設計速度の85%~90%を走行速度として算出している。

表 湿潤状態の路面の制動停止距離

設計速度 (km/h)	走行速度 (km/h)	f	0.694 V	0.00394 $\frac{V^2}{f}$	D (m)	基準値 (m)
120	102	0.29	70.7	141.3	212.0	210
100	85	0.30	58.9	94.8	153.7	160
80	68	0.31	47.1	58.7	105.8	110
60	54	0.33	37.4	34.8	72.2	75
50	45	0.35	31.2	22.8	54.0	55
40	36	0.38	24.9	13.4	38.3	40
30	30	0.44	20.8	8.1	28.9	30
20	20	0.44	13.9	3.6	17.5	20

出典: 道路構造令の解説と運用(令和3年3月(公社) 日本道路協会)